

製造業支援のための減免制度(案)

1. 概要

水を大量に使用し、かつ、高濃度排水のために下水道接続時の設備投資や維持管理に多額の費用を要する製造業者に対して下水道使用料を減免する。

減免額相当額については、他の使用者の負担に影響が及ばないように、水産業等の振興を図るための政策的な負担金として下水道会計に支出する。

減免案

減免対象事業所：使用水量が2か月で500m³を超え、汚水処理に多額の費用を要する製造業

減免基準：2か月で500m³(年額812千円)を超えた額の50%を減免

2. 目的

市内の製造業（特に水産業）の振興の観点から間接的な支援を強化する。

竹内工業団地等への企業誘致を促進するための立地条件を向上させる。

下水道使用料が高いために下水道に接続していない水産加工場の下水道接続を促し、公共用水域の水質保全と公害防止、有収水量の確保による下水道会計の健全化を図る。

3. 現状、背景、問題点等

下水道の使用料は、特に使用水量が多い区分の単価が、累進制により高く設定されており、下水道に接続する大口事業所にとっては大きな負担となる。

また、下水道使用料が自社の汚水処理施設の維持管理費等と比較して高くなることがネックとなり、下水道を整備しても水産加工場など大口の事業所の接続が進んでいない。

昭和町の水産加工汚水処理場の使用料等と比べた場合、現行の下水道使用料は2倍程度の水準であり、立地で大きな格差が生じている。

減免額の試算例(年額)

単位：千円

	年間使用水量	使用料算定額 ①	減免対象額 ②(①-812)	減免額 ③(②×50%)	差引支払年額 ①-③	減免率 ③÷①	m ³ 単価
例1	3,000m ³	812	0	0	812	0.0%	271円
例2	10,000m ³	2,993	2,181	1,090	1,903	36.4%	190円
例3	30,000m ³	9,544	8,732	4,365	5,179	45.7%	173円
例4	60,000m ³	19,403	18,591	9,295	10,108	47.9%	168円

《参考》 H23年度境港水産加工汚水処理場の使用料単価：約150円（使用料＋公社分担金）

※併せて下水道への排水基準を緩和する。 BOD (mg/ℓ) : 600→1,000